

大津市地域防火・防災資器材整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の自治会又は自主防災組織が消火器及び消火栓器具（以下「防火資器材」という。）並びに防災資器材を購入することに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって初期消火体制と防災体制の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この要綱において「自主防災組織」とは、地震、風水害、火災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害を防止し、若しくは軽減し、又は災害を予防するため、地域の住民が連帯共同して、地域において活動を行うために自主的に結成した防災組織（おおむね大津市立小学校の通学区域を単位とする学区自主防災組織を除く。）をいう。

(補助対象者等)

第2条 この要綱による地域防火・防災資器材整備事業補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができるものは、市内の自治会又は自主防災組織（自治会が組織する自主防災組織を除く。以下同じ。）とする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、自治会又は自主防災組織が実施する防火資器材及び防災資器材の整備事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる防火資器材及び防災資器材の購入に要する経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額に10分の3を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一の自治会又は自主防災組織に同一年度において交付する補助金の額は、30,000円を限度とする。

(交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）

第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、地域防火・防災資器材整備事業補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 防火資器材及び防災資器材の設置箇所を記載した図面
- (2) 購入する防火資器材及び防災資器材の見積書等の写し
- (3) 訓練計画書（様式第1号の2）

- (4) 自主防災組織が申請する場合にあっては、自主防災組織の概要がわかるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第5条の2 補助事業を行う自治会又は自主防災組織は補助金の交付年度と同一の年度内において当該補助金の交付に係る防火資器材及び防災資器材を活用した訓練を実施しなければならないものとし、補助金は当該訓練の実施後に交付するものとする。

(決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、地域防火・防災資器材整備事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

- 2 規則第7条第2項の規定による通知は、地域防火・防災資器材整備事業補助金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、地域防火・防災資器材整備事業補助金交付決定取消通知書(様式第4号)又は地域防火・防災資器材整備事業補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、地域防火・防災資器材整備事業補助事業変更承認申請書(様式第6号)又は地域防火・防災資器材整備事業補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)とする。

- 2 前項の変更承認申請書には、第5条第2項第1号から第3号までに掲げる書類(交付申請時から変更を行うものに限る。)その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(承認通知書等)

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、地域防火・防災資器材整備事業補助事業変更承認決定通知書(様式第8号)若しくは地域防火・防災資器材整備事業補助事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第9号)又は地域防火・防災資器材整備事業補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第10号)若しくは地域防火・防災資器材整備事業補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(実績報告書)

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、地域防火・防災資器材整備事業補助事業実績報告書(様式第12号)とする。

- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 防火資器材及び防災資器材の購入を証する領収書等（明細を記したものを含む。）の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書は、第5条の2の規定により実施する訓練について所轄消防署所に防火指導依頼書を提出した後に提出しなければならない。

（検査等）

第10条の2 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、速やかに、現地において検査を実施するものとする。

2 前項の検査は、所轄消防署所の職員が検査確認表（様式第12号の2）に基づき行うものとする。

3 補助金の確定は、第1項の検査に合格し、及び前条第3項の防火指導依頼書に係る訓練の実施を確認した後に行う。

（確定通知書）

第11条 規則第15条の規定による通知は、地域防火・防災資器材整備事業補助金確定通知書（様式第13号）により行うものとする。

（交付請求書）

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、地域防火・防災資器材整備事業補助金交付請求書（様式第14号）とする。

（取消通知書）

第13条 規則第19条第4項の規定による通知は、地域防火・防災資器材整備事業補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により行うものとする。

（返還通知書）

第14条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、地域防火・防災資器材整備事業補助金返還通知書（様式第16号）により行うものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 大津市消火器具整備事業補助金交付規則（昭和47年4月1日制度）は、廃止する。

3 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。